

鈴鹿市社会福祉事務所長への事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年8月16日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第26号

鈴鹿市社会福祉事務所長への事務委任に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市社会福祉事務所長への事務委任に関する規則（昭和32年鈴鹿市規則第1号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）第14条第4項（中国残留邦人法第15条第3項において準用する場合を含む。）においてその規定の例によることとされる場合を含む。）及び第55条の4第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項及び第3項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第10条第1項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項並びに地方自治法（昭和22年法	(趣旨) 第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）第14条第4項（中国残留邦人法第15条第3項において準用する場合を含む。）においてその規定の例によることとされる場合を含む。）及び第55条の4第2項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項及び第3項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第10条第1項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項並びに地方自治法（昭和22年法

律第67号) 第153条第2項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を鈴鹿市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる法律に基づく事務のうち、同表の右欄に掲げる事務を所長に委任する。

生	(1)～(12) 略
活	(13) <u>生活保護法第55条の5の規定による進学・就職準備給付金の支給に関すること。</u>
保	(14) <u>生活保護法第55条の6に規定する被保護者等に対する報告の請求に関すること。</u>
護	(15) <u>生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業の実施に関すること。</u>
法	(16)～(23) 略
略	略

律第67号) 第153条第2項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を鈴鹿市社会福祉事務所長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる法律に基づく事務のうち、同表の右欄に掲げる事務を所長に委任する。

生	(1)～(12) 略
活	(13) <u>生活保護法第55条の5に規定する被保護者等に対する報告の請求に関すること。</u>
保	(14) <u>生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業の実施に関すること。</u>
護	(15)～(22) 略
法	
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。